

研究不正防止計画

令和5年 12月

社会福祉法人 仁至会

目 次

1. 責任体制の明確化と対策の推進組織.....	1
2. 研究不正防止対策の企画・実施	1
3. 研究倫理教育及び研究費コンプライアンス教育の実施	2
4. 公的研究費の執行ルールの明確化と周知徹底	2
5. 公的研究費に係る適正な計画と事務処理	3
6. 公的研究費に係るモニタリング及び監査	4
7. 告発・相談窓口の運用及び不正行為に関する調査	4
8. 関係資料（ガイドライン、規程等） ..	5
9. 別紙	
・別紙1 誓約書	8
・別紙2 研究費関連取引に係る誓約書	9

1. 責任体制の明確化と対策の推進組織

当法人における研究活動に係る不正防止を図るための体制については、「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」並びに「公的研究費の管理・運営に関する規程」等に基づき、研究機関としての管理責任・体制を明確にしてガバナンスを強化するとともに、研究倫理及びコンプライアンス教育等を推進することにより不正防止意識の浸透と公的研究費の適正な管理・運営を図ることとし、管理責任・体制について、次のとおり整備する。

① 最高管理責任者（理事長）

研究不正防止計画を策定し公表のうえ、不正防止に係る管理・運営体制を指揮し、研究不正の防止、公的研究費等の適正管理・執行のため、必要な措置を講ずる。

② 統括管理責任者（法人本部事務局長）

研究活動管理運営委員会の運営に当たり、不正防止計画の実施について統括し、実施状況を最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じコンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者その他の職員に対して指示を行う。

③ コンプライアンス推進責任者（各拠点施設長）

各拠点施設における研究活動不正防止計画の推進、研究倫理及びコンプライアンス教育に係る対策を実施し、その実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。

④ 研究倫理教育責任者（各拠点施設長）

各拠点施設における研究者・研究支援者など研究活動に関わる者を対象に、研究倫理に関する教育を定期的に計画・実施し、不正行為を事前に防止し公正な研究活動を推進するための知識を定着させるとともに、更新させる。

⑤ 研究活動管理運営委員会（常務理事会構成員）

研究活動管理運営委員会規程に基づき、研究活動規範の保持、研究不正防止計画に基づく具体策を策定(変更)・実施するとともに、研究倫理教育及びコンプライアンス教育等を確実に推進するための指示を行い、進捗を管理する。

2. 研究不正防止対策の企画・実施

研究不正を未然に防ぐ為、研究活動管理運営委員会を中心に、毎年度、具体的な研究不正防止対策の企画及び実施に取り組むこととし、研究に関わる者と担当職員が連携して、以下により継続的に実施する。

- ① 研究活動管理運営委員会において、研究活動規範の保持、研究不正防止計画に基づく具体策の策定・実施、研究倫理教育及びコンプライアンス教育等を推進するための対策を企画し、実施する。併せて、研究活動の不正行為防止及び公的研究費等の適正な管理・運営に関する啓発を行い、内外の情報等を研究に関わる者へ周知する。

- ② 研究に関わる者の意識向上のため、研究活動における不正行為の防止に関する行動規範を策定し周知する。
- ③ コンプライアンス推進責任者の指揮により、各拠点施設における研究活動不正防止計画の実施、研究倫理及びコンプライアンス教育等について対策を実施するとともに、実施状況を把握する。
- ④ 研究に関わる者は、遵守事項を理解のうえ、別紙1の「誓約書」を提出する。
- ⑤ 監事、各拠点施設関係者に対して関連情報を提供することで当法人内における公的研究費の適正管理・運営に関する取組みの理解と浸透を図る。
- ⑥ 行動規範、関係規程、不正防止計画等をホームページに公開することで、当法人全体で研究不正の防止に取り組む意識を高める。

3. 研究倫理教育及び研究費コンプライアンス教育の実施

不正行為を事前に防止し公正な研究活動を推進するため、研究に関わる者に求められる倫理規範を修得させるための研究倫理教育を確実に実施し、研究倫理を浸透させる。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究費の使用に係るコンプライアンス教育を実施し、公的研究費の適正な使用を徹底する。

- ① 各拠点施設における研究倫理及びコンプライアンス教育について、研究活動管理運営委員会において企画し、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者が共同して研修を実施するとともに受講状況を管理する。
- ② 研究倫理教育については、ガイドラインに定める研究活動に係る法令等に関する研修や科目等を受講させる必要があり、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究データとなる記録媒体の作成や保管、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき事項について、eラーニングなども活用し、知識や技術を研究者等に修得・習熟させる。
- ③ 公的研究費の使用に係るコンプライアンス教育については、文部科学省から公表されている教育用コンテンツなどを活用して実施することとし、ガイドラインで要請する研究費制度の概要、不正の基礎知識・不正防止・不正発覚後の対応等について実施する。

4. 公的研究費の執行ルールの明確化と周知徹底

公的研究費の執行ルールについては、仁至会経理規程のほか、研究費に係る事務処理要領、物品検収細則等により明確化し、公的研究費の予算執行状況を適正に管理し執行する。

また、公的研究費の執行責任者は当該研究の研究責任者であることを踏まえ、研究に関わる者に対してルールを周知徹底し、適正な研究費の使用に関する意識の向上を図る

こととし、以下により取り組む。

- ① 公的研究費の執行ルールについては、会計全般に係る仁至会経理規程のほか、公的研究費に係る事務処理要領、物品検収細則等により明確に規定するとともに、研究に関わる者に対して継続的に周知徹底する。
- ② 関係機関からの取扱通知当に基づき、適時に執行ルールの見直しを行うとともに、ルール改定を行った場合は研究に関わる者に遅滞なく周知する。
- ③ 公的研究費の執行責任者の研究者は、研究補助金等の執行について、別に定める規則に基づき理事長への委任手続きをとる。

5. 公的研究費に係る適正な計画と事務処理

公的研究費等の適正な管理・運営のために、各拠点の事務責任者は必要に応じて拠点内の各部署と協力して、以下の事項について必要な措置を講じる。

特に発注・納品・検収、非常勤職員給与及び謝金の支給、旅費の支給について、適正な事務処理を行う。

(1) 公的研究費の管理・執行の確認

- ① 研究計画においては財源を明確にし、研究実施中は予算執行状況を適時に把握するため、研究費ごとの予算差引簿等により管理する。併せて、予算の執行状況を定期的に研究者に通知し、計画的かつ早期に適切な執行を行うよう指導する。
- ② 研究者と業者の癒着を防止するため、業者選定（契約）・発注・検収を事務職員が担当することとし、検収は、別に定める研究費に係る研究費に係る物品検収取扱規則に基づき適正に実施する。
- ③ 公的研究費に係る前年度の取引実績が 100 万円を超える取引業者については、別紙 2 の「研究費関連取引に係る誓約書」を徴取する。
- ④ 公的研究費の計画的執行の必要性について周知徹底し、目的外使用や不要不急な執行、年度末集中を防止する。

(2) 納品・検収の運用確認

物品等の納品・検収については、適切なチェック体制となっているか確認し、その実効性の維持のため不断の検証を行う。

物品納品の有無・品番・数量等に関する一次検収を事務担当者が行い、品質性能等に関する二次検収を研究者が行う。Wチェックによる検収とすることで、不正防止を図るとともに、検収の実効性を確保する。

- ① 研究者以外の第三者チェックが機能するよう徹底する。
- ② 納品等に関するルールを取引業者へ随時周知する。

(3) 非常勤職員給与・謝金支給者に係る支給実態の確認

勤務実態と報酬の支給が乖離するなどの実態は、公的研究費の不正使用を生み出す原因となり兼ねないため、適用する非常勤職員の給与単価及び謝金支給者の謝金根拠を明確にするとともに、勤務時間管理を適切に実施し勤務実績を確実に把握する。

- ① 非常勤職員給与の支給にあたっては、適用する職種と日額・時間単価の設定を明確にしたうえで、上司による勤務時間管理を徹底する。
- ② 謝金の支払いにあたっては、依頼時に謝金単価の適用と依頼時間数を明確にしたうえで、実際の従事状況を適切に把握する。
- ③ 非常勤職員については、毎年度、無作為で抽出した1名について、特定月の勤務に関し勤務時間管理簿と勤務実態の確認を行う。

(4) 旅費に係る支給実態の確認

旅費制度について関係職員に周知徹底することにより、旅費制度の遵守と適切な運用を確保する。

- ① 旅費支給については当法人旅費規程に基づくものとし、同規程の適用について関係者に具体的に周知する。
- ② 旅費支給の根拠となる出張伺と復命書の決裁、証拠書類による事実確認を的確に実施する。

6. 公的研究費に係るモニタリング及び監査

公的研究費の不正使用の予防の観点から、不正の発生要因を除去し不正抑止につながる環境作りを目指し、監事との連携により第三者チェック体制を構築し、適時的確なモニタリング及び監査を実施する。

併せて、研究不正防止計画の進捗状況等についてもモニタリングし、継続的な環境整備を図る。

- ① 研究活動管理運営委員会において、公的研究費（厚生労働科学研究費、文部科学省科学研究費、AMED研究事業費等）について研究の進捗状況や研究費の執行状況、研究不正防止計画の進捗状況等を適時に確認する。
- ② 監事との連携を密にし、研究不正防止対策に関する情報提供を行い重点事項に関するチェックを徹底する。
- ③ 重点事項を反映した「公的研究費に係る監査実施ポイント」を作成し、監事と情報共有したうえで監査を受け、必要な改善を図る。
- ④ 研究活動管理運営委員会において、公的研究費に係る監事監査の結果を確認し、必要に応じ改善策を検討する。

7. 告発・相談窓口の運用及び不正行為に関する調査

研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用等に関する当法人内外からの告発、又は告発の意思を明示しない相談、並びに、研究者等からの公的研究費に係る制度等に関する相談に対応するため、告発・相談窓口を本部事務局に設置のうえ、ホームページ等に掲載し周知する。

① 不正行為等の告発・相談

研究活動上の不正行為（特定不正行為及びそれ以外の不正行為等）及び公的研究費の不正使用等に関する当法人内外からの告発・相談窓口を本部事務局に設置のうえ、相談窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、当法人ホームページ等を通じて周知する。

ア 告発・相談窓口責任者は、不正行為等に関する告発・相談を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告する。

イ 不正行為が疑われる場合は、「研究活動の不正行為防止及び対応等に関する規程」の定めるところにより対応するものとし、必要に応じ調査等を実施する。

② 制度等に関する相談

研究者等から寄せられる、公的研究費等の使用に関する制度、ルール、事務処理手続き等に関する相談窓口を本部事務局に設置のうえ、上記①と同様に当法人ホームページ等を通じて周知する。

8. 関係資料（ガイドライン、規程の抜粋）

【参考】研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定

第 2 節 不正行為の事前防止のための取組

1 不正行為を抑止する環境整備

(1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。研究倫理教育の実施に当たっては、各研究機関では、それぞれ所属する研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に実施する必要がある。例えば、諸外国や民間企業からの研究者や留学生などが研究機関において一時的に共同研究を行う場合であっても、当該研究機関に

において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。さらに、近年、産学官連携の深化に伴い、学生等が共同研究や技術移転活動に参画する機会も増えてきていることから、大学の教職員や研究者のみならず、研究活動に関わる学生等が、実際に起こり得る課題に対応できるような判断力を養うために、利益相反の考え方や守秘義務についても知識として修得することが重要である。このため、研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させることが適切である。

社会福祉法人仁至会の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

(研究不正防止計画)

第 10 条 最高管理責任者は、研究不正防止のための体制を整備し、研究倫理の浸透及び公的研究費の適正な管理・運用に向け、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施等の具体的な対策を計画し推進するため、研究不正防止計画（以下、「防止計画」という。）を策定するものとする。

2 防止計画は別に定め、公表するものとする。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

【平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定】

【平成 26 年 3 月 31 日（最終改正：令和 3 年 3 月 4 日）厚生労働省決定】

第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

不正防止計画の着実な実施は、最終的には最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

(機関に実施を要請する事項)

(1) 機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。

(2) 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

(3) 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(機関に実施を要請する事項)

(1) 防止計画推進部署は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

(2) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

(3) 不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

(4) 部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

社会福祉法人仁至会における研究費の管理・運営に関する規程

(研究不正防止計画)

第9条 最高管理責任者は、研究不正防止のための体制を整備し、研究倫理の浸透及び公的研究費の適正な管理・運用に向け、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施等の具体的な対策を計画し推進するため、研究不正防止計画（以下、「防止計画」という。）を策定するものとする。

2 防止計画は別に定め、公表するものとする。

(公的研究費の適正な管理・運用)

第10条 最高管理責任者は、当法人の役割や中長期目標を踏まえ、公的研究費による研究を選定するものとする。

2 公的研究費の公募に応募しようとする場合は、予め当法人の役割や目標との整合性を確認するため、研究計画書を最高管理責任者に提出するものとする。

3 各拠点の事務責任者は、公的研究費の適正な管理・運営のために、必要に応じて各部署と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

一 支出財源の明確化に関すること

二 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること

三 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること

四 発注・納品・検収業務の効果的な仕組みの構築・運営に関すること

五 非常勤職員、謝金支払者の勤務状況の確認その他の体制整備に関すること

六 旅費の支給に係る事実確認に関すること

誓 約 書

社会福祉法人仁至会

公的研究費管理・運営 最高管理責任者 殿

私は、社会福祉法人仁至会(以下「当法人」という。)の研究関係者として、誇りと自覚をもち、研究費の使用に当たっては、以下の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当法人の研究関係者として、誇りと自覚をもち、当法人の定める規程等、配分機関が定める各種要項及びその他関係する法令・通知等を遵守する。
- 2 公的研究費の原資は、国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚する。
- 3 公益財団法人等の民間団体から助成される研究資金など、民間の資金を原資とする場合においても、当法人の業務として研究を行う以上は、研究の実施・研究費の使用にかかる説明責任が生じることを自覚する。
- 4 公的研究費等の管理・運営に関わる職員は公的研究費等の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努める。
- 5 研究者：研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努める。
事務担当者：研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行うよう努める。
- 6 業者等との関係において、公的研究費等の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう公正に行動する。
- 7 研究関係者相互の理解と緊密な関係を図り、協力して研究費の不正使用防止に努める。
- 8 公的研究費等の不正使用が疑われる場合は、速やかに不正行為等の告発・相談窓口（本部事務局長）に通報する。
- 9 本規範に違反して、不正を行った場合は、配分機関並びに当法人の処分を受け及び法的な責任を負うこととなる。

令和 年 月 日

所 属
役 職
氏 名

印

(※ 自 署)

※日付は記載日をご記入ください。

研究費関連取引に係る誓約書

社会福祉法人仁至会

公的研究費管理・運営 最高管理責任者 殿

当社は、社会福祉法人仁至会（以下「当法人」という。）との研究費関連の取引において、当法人の規則等を遵守し、不正に関与しないことを約束します。

併せて、当法人が行う内部監査その他調査等において必要がある場合には、取引関係証票等の閲覧・提出等の要請に協力します。

なお、万が一不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を受けても異議申し立てしません。

また、当法人の研究関係者から不正な行為の依頼等があった場合は、通報します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

※ 研究関係者とは、当法人における公的研究費による研究に携わる研究者及び事務担当者を含みます。

※ 日付は記載日をご記入ください。